指導は実施しない」と明

個別指導

発行所 埼玉県保険医協会

048(824)7130 FAX 048(824)7547 発行人 大場敏明 購読料 1部150円 会員の購読料は会費に含まれ

主な記事

介護報酬改定情報 乳幼児感染予防策加算Q&A

療者に生殺与奪の権を与えないで下さい

た。知事会の代表からは ていない問題も指摘され

「緊急提言」として罰則 を要請したものの、刑事

「拝啓 菅内閣総理大臣様 どうか私たち医

2面

論壇

6 4 3 面面面

新型コロナ感染拡大支援事業

T 330-0074 さいたま市浦和区北浦和 4-2-2 アンリツビル 5F

電話

ています。

歯科単発学術講演会「総義歯」報告

医療保険における「一部負担金」の根拠

罰などの厳罰は想定され

ていない。そのうえで「適

2021年度方針

高点数個別指導は実施せず

引き続き高点数であった 指導は、「令和四年度も た。さらに、集団的個別

画配信による 実施を認め した上で、資料配布や動

則実施するとした。

保険医療機関等に対し

て、令和五年度における

表) 2021 年度指導実施方針(厚労省発表)

指導の種類	実施方針
集団指導	実施する(資料配布、動画配信も可)
集団的個別指導	実施する(資料配布、動画配信も可)
	※2022年度も引き続き高点数であった保険
	医療機関等に対して2023年度に高点数個
	別指導は実施しない
個別指導	実施する
	※高点数個別指導は実施しない
	※病院は緊急を要する場合のみ
新規個別指導	2020年度未実施分も含めて、全て実施する
	※病院は緊急を要する場合のみ
2021年1月10日東政連級上川协会が作品	

から回避できる。また、 医療機関は休診体制など

厚労省厚生科学審議会感染症部会

決定し医療機関に繰り返 配付とすることを早期に 指導は、動画配信と資料 る集団指導・集団的個別

周知することにより、

えてきた。今回の事務連 けが低いことが明らかに 絡で「高点数」の位置づ と指摘し、やめるよう訴 の一環であることが明白 て、協会は医療費抑制策 高点数による選定につい なったといえる。

や感染症法の改正案が審

で、新型コロナの特措法

月から始まった国会

議されている。

懲役や罰金などの刑事罰

設する事実根拠が示され

でには、各県の医療審議

填を実施すべきである。

ぜひ、

筆からのご協力を!

(関連2面、5面)

おける二〇二一年度の指導の実施方針を示した。 おける指導監査等について」を発出、コロナ禍に 厚労省は一月十八日に事務連絡「令和三年度に

施しない」とした。 きなかった分を含め、 新規個別指導 二〇二〇年度に実施で 原

集団指導と集団的

原則として実施すると

必要に応じた指導時間の 施にあたり、「三密」と 対応等で指導の対応が困 短縮、COVID-19の ならない環境の確保や、 柔軟な対応を求めてい 難との申し出には実施を **延期するなど、厚生局に** 埼玉県運営は配慮を その他、個別指導の実 関は診療活動の休止を余 儀なくされる。厚生局は が発生した場合、医療機 な指導会場でクラスター 密」を避けることが困難 感染対策を講じても「三 染の危険性が高まる。ま ばならず、移動により感 た、昨年の実施状況から こうした様々なリスクを 合、指導会場まで赴かね

考慮し、救済方法も示し た上で慎重に対応すべき 講習会形式で開催され

等に対する個別指導は実

厚労省の方針は全国に

高点数の保険医療機関

原則実施とした上で、

あり、緊急事態宣言が出 向けて発出されたもので 導監査課には求められよ を講じることが厚生局指 ている埼玉県においては 層の配慮、感染防止策

指導に選定された場

国民への

医療界:

面、ワクチン関連・オン 止を求める取り組み二 強行させる(二割負担中 る中、三月にはマイナン 療界に更なる負担がかか イン資格確認システムを ーカードによるオンラ

である。

調査に応じない場合に、 初案には入院措置や疫学 政府が閣議決定した当 病院からの脱走、入院拒 されておらず、罰則を創 否などのデータが一切示 がると反対意見が出され た。また、学者からは、 新たな業務拡大につな は、罰則の適用、判定を 保健所が担うことになり 保健所の関係者から

罰則に賛意は3人のみ

出席委員18人のうち

負担や罰則 等も提出される。 ら二割に引き上げる法案 医療費窓口負担を一割か はその他、七五歳以上の 会に提案した。今国会に 染者数、重症者数が増加 期に国会を閉じていた。 療体制への支援・補強策 を国民に強いる法案を国 **感染拡大に備えるべき時 指法・感染症法改正など** を講じることやコロナ特 戸を発表し、様々な厳罰

クチン接種体制などで医 新型コロナの対応でワ された。法案が提出され され、同日に結論が強行 部会では罰則に慎重 のはわずか三人であっ 則の導入に賛意を示した 出席委員一八人のうち罰 議事録によると、当日の た後に公表された部会の も一月十五日に初めて付 部会では、いずれの罰則 の厚生科学審議会感染症 な意見が大半 法案を審議する厚労省 勧告に沿えない民間 病院は名前を公表 民間病院にはそれぞれ

求められており、地域内 届出により体制が厳格に いう規定の導入は、地域 否には名前を公開すると 今回の法改正で、勧告拒 役割があり、診療報酬の でそれぞれが役割を発揮 緊急対応を目的とする

係を損なうことになりか の受け入れを勧告するま ねない。新型コロナ患者 医療体制における信頼関 時に医療機関にも減収補 得ていくべきである。同 がら、国民からの協力を に、感染拡大防止につい 負荷をおよぼさないため 言が延長される。逼迫す 補償対策を至急に講じな かせない。 て国民の理解と協力は欠 る医療体制にこれ以上の 二月以降も緊急事態官 政府は経済的

75歳以上の

窓口負担引き上げを中止

Ē

署名取り組みを開始!

「コロナ法改正案 | 罰則の概要

るために経済補償を

国民に理解と協力を得

罰則等 項目 医療機関への協力 知事からの新型コロナ感染症患者の 病院名を公表できる 要請 受入勧告に沿えない 染 入院勧告・宿泊や自 罰金50万円以下。 勧告拒否、入院先からの脱走 症 宅療養要請 過料 法 罰金30万円以下。 正当な理由のない調査拒否、虚偽答 積極的疫学調査 過料 蔓延防止等の重点 知事からの「休業」「時短」命令や要請 罰金20万円以下。 特 措置 過料 措 罰金30万円以下。 法 緊急事態措置 宣言下での「休業」「時短」命令に違反 過料

たことから緊急事態宣 菅政権は昨秋以降、医 一月に入り爆発的に感 い事業者に対する行政罰 残り、時短営業に応じな いうペナルティの導入は け入れを拒否した場合に を勧告された病院が、受 り、懲役刑など刑事罰は からも批判の声が高ま くの関係者、与野党議員 が盛り込まれていた。多 削除されるなど法案は部 は、病院名を公表すると 分的な修正がされた。 コロナ患者の受け入れ 衛生学会などが緊急声明 学会からも批判の声明 まとめられた。 ずに刑事罰を含む法案が 前提とすべき」と発言が 用には慎重であることを 多くの意見が考慮され 日本医学会連合や公衆

となどをあげながら、政 が得られないと指摘し 染症対策で偏見差別を生 いる、我が国が過去の感 「前文」「二条」に定めて 欠な国民の主体的な協力 んだことを教訓とするこ を発表。現行感染症法の 置は、感染症対策に不可 念を表明。罰則や強制措 府の拙速な法案準備に懸 とや、人権を尊重するこ

の適用も残された。

よう。 っているが、 た国や県は責任もって計 すべきで撤回が求められ 法に依らない方途を勘案 続きが踏まれることにな 応の病床整備を怠ってき 平時における感染症対 強制的な手

画を再考させていくべき

会で協議をするという手

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

「(前略) 我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不 全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見 が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後 に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の 変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の 患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切

第二条

「(前略) 新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応するこ とができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識 し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進さ

前文 な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応すること が求められている」

(基本理念)

れる」

個別指導に弁護士が帯同できます